

みどりいっぱい園庭・校庭維持管理補助金交付要綱

第一章 総則

(趣旨)

第1条 県は、幼児期からみどりにふれあう環境を整備するとともに、県民に身近なみどりを質の高い状態で維持するため、園庭・校庭の芝生の維持管理に取り組む者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- | | |
|----------|---------------------------------------------|
| 一 園庭 | 県内の幼稚園、認定こども園、保育所等における運動場 |
| 二 校庭 | 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校における運動場 |
| 三 芝生化 | 園庭又は校庭において、芝の植栽を行うこと。 |
| 四 維持管理団体 | 園庭又は校庭において、芝生の維持管理を行う団体 |
| 五 備品 | この事業による補助金の交付を受けて購入した、10万円以上の物品等 |

(補助対象)

第3条 補助の対象となる者は、平成28年度以降にみどりいっぱいの園庭・校庭促進事業補助金交付要綱により補助を受けて芝生化を実施し、かつ、補助対象期間内に施設設置者又は施設管理者から同意を得て芝生の維持管理を行う団体を組織することで、その後の適正な維持管理活動に努めることができる者とする。

2 前項の維持管理を行う団体は、次の各号全てに該当するものとする。

- 一 当該補助事業において、営利を追求しない団体等であること。
- 二 政治団体又は宗教団体でないこと。
- 三 暴力団及びその関係者でないこと。
- 四 明朗な会計、経理を実施、報告できる団体等であること。
- 五 実施事業の公表に異議がないこと。
- 六 補助金終了後も継続して適正な維持管理活動に努めることができる団体であること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち別表第1に掲げる補助対象項目に要する経費かつ、次の各号に該当する経費とする。

- 一 埼玉県みどりいっぱいの園庭・校庭促進事業補助金交付要綱により、補助を受けて芝生化整備した当該芝生化部分の維持管理に必要な経費であること。

二 受付期間内に申請がなされ、かつ、申請する会計年度内に事業の完了が見込まれること。

(補助限度額)

第5条 前条の経費に対する補助限度額は、別表2に定めるとおりとする。

2 前項において算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付対象となる期間は、芝生化の実施年度から4年間又は実施年度の翌年度から3年間を限度とする。

第二章 補助金の交付の申請及び決定

(交付手続等)

第7条 補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号)の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)を毎年度定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 事業計画書(別紙1)
- 二 維持管理作業計画書(別紙2)
- 三 事業実施予算書(別紙3)
- 四 補助事業に要する費用の内訳が記載された見積書等の写し
- 五 芝生の現況写真(事業実施箇所が確認できるように、2方向以上から撮影したもの)
- 六 その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第9条 補助対象期間内に維持管理団体を組織し、維持管理団体組成報告書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(交付決定の通知)

第10条 知事は、補助金の交付を決定したときは、次に掲げる事項を記載した交付決定通知書（様式第3号）を速やかに申請者に通知するものとする。

一 補助金の交付決定の内容

二 補助金の交付の条件

2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書（様式第4号）を速やかに申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容の変更等）

第11条 前条第一項の規定による決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に定める申請内容に変更が生じる場合は、あらかじめ変更（中止・廃止）承認等申請書（様式第5号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金交付決定額の増額変更はすることができない。

一 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）

二 事業経費の配分（ただし、軽微な変更を除く。）

三 事業の中止又は廃止

2 前項第一号に規定する軽微な変更は、補助対象費目及び種別の追加・削除が伴わないものとする。

3 第一項第二号に規定する軽微な変更は、費目別経費の増減が当初申請時の20%以内である場合（20%を超える場合で、その金額が1万円未満の場合を含む）とする。

4 第一項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、中止又は廃止に係る申請の場合は、この限りでない。

一 事業変更計画書（別紙1）

二 維持管理作業変更計画書（別紙2）

三 事業実施変更予算書（別紙3）

四 その他知事が必要と認める書類

（変更等の承認）

第12条 知事は、前条の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等の承認の可否を決定し、変更（中止・廃止）承認等通知書（様式第6号）により補助事業者に通ずるものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付するものとする。

第三章 補助事業の遂行等

（状況報告）

第 13 条 補助事業者は、知事の要求があった場合は、補助事業の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

(指示書の通知)

第 14 条 知事は、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、指示書（様式第 7 号）により、補助事業者に改善を指示することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに改善し、その結果を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、知事が定めるところにより、補助事業の成果を記載した実績報告書（様式 8 号）を知事に提出しなければならない。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 事業実施報告書（別紙 1）
- 二 維持管理作業報告書（別紙 2）
- 三 維持管理作業中の写真（3 枚以上）
- 四 事業収支決算書（別紙 3）
- 五 補助事業に要する費用が掲載された契約書及び内訳書の写し
- 六 補助事業に要した費用に係る支出についての証拠書類の写し
- 七 補助事業の実施状況を示す写真
- 八 その他知事が必要と認める書類

3 前項による報告書の提出期限は、補助事業が完了した年度の 3 月末日までとする。

(補助の額の確定)

第 16 条 知事は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適正だと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に交付額確定通知書（様式第 9 号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第 17 条 前条の確定通知書を受けた補助事業者が補助金を請求しようとするときは、交付請求書（様式第 10 号）により知事に補助金の請求をするものとする。

2 知事は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

第四章 補助金の返還等

(決定の取消し等)

第 18 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合は、交付決定取消通知書（様式第 11 号）を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 19 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて返還命令書（様式第 12 号）により、その返還を求めるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、返還命令書に規定された期限内に補助金の返還を行わなければならない。

第五章 雑則

(財産の処分の制限)

第 20 条 規則第 19 条第 2 号に規定するその他知事が定めるもの（処分制限財産）は、補助事業により取得した備品とする。

2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間（財産処分制限期間）は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間とする。

3 補助事業者は、規則第 19 条に定める知事の承認を受ける場合は、財産処分承認申請書（様式第 13 号）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による処分承認申請書の提出を受けた場合においては、処分内容及び処分理由を審査し、承認の可否を決定し、財産処分承認等通知書（様式第 14 号）により補助事業者へ通知するものとする。

(書類の整備等)

第 21 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(情報公開等)

第 22 条 補助事業者は、補助事業により実施した成果をホームページ又は広報物等によって、広く県民に公開するよう努めなければならない。

2 補助事業者は、知事が実施するみどりの創出に関する広報活動に必要な資料又は情報の提供に、協力をしなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第 23 条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付

申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものと
する。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定
めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

費目No.	費目	種別	適用
1	報償費		外部から招聘した講師及び指導者への謝礼金
2	資材・消耗品費 (※1)	刈込用	芝刈り機、替刃、研磨剤等
		燃料用	ガソリン、携帯缶等
		除草用	除草フォーク、除草剤、発芽抑制剤等 (※2)
		施肥用	肥料、肥料散布機等
		目土用	目土、レーキ等
		更新用	ローンスパイク等
		補植用/ オーバーシード用	芝苗、種子、育苗パレット等
		散水用	ホース、簡易スプリンクラー等
		養生用	養生シート、寒冷紗、保護材等
		その他 (上記種目以外)	防護具、殺虫剤、殺菌剤等 (※2)
3	委託費		刈込、施肥、更新、補植、除草、殺虫殺菌、芝生点検等を委託するための費用 (※2)
4	修繕費		芝生の維持管理に使用する機械器具類を修理・点検するための費用
5	諸経費 (上記の各費目以外に、芝生の維持管理にかかる経費)		

(※1) 取得価格が10万円未満の物品に限る。ただし、令和4年度以降に芝生化した施設が本補助金を初めて申請する場合にあっては、この限りではない。

(※2) 除草剤、殺虫剤等の薬剤は農薬として登録のあるものに限る。

【参考】農薬登録情報提供システム（農林水産省）<https://pesticide.maff.go.jp/>

別表 2 (第 5 条第 1 項関係)

当該施設の芝生化実施年度を「n」年度とする。

(1) 第 6 条において「芝生化の実施年度から 4 年間」に該当するとき

(ただし、令和 3 年度以前に芝生化を実施し、かつ芝生化実施年度に維持管理補助を申請した者に限る。)

維持管理補助 対象期間		補助限度額 (千円)	
年度	年数	園庭	校庭
n	1 年目	45	300
n+1	2 年目	120	800
n+2	3 年目		
n+3	4 年目	75	500

(2) 第 6 条において「芝生化の実施年度から 4 年間」に該当するとき

(ただし、令和 4 年度以降に芝生化を実施し、かつ芝生化実施年度に維持管理補助を申請する者に限る。)

維持管理補助 対象期間		補助限度額 (千円)	
年度	年数	園庭	校庭
n	1 年目	75	500
n+1	2 年目	120	800
n+2	3 年目		
n+3	4 年目	45	300

(3) 第 6 条において「芝生化の実施年度の翌年度から 3 年間」に該当するとき

維持管理補助 対象期間		補助限度額 (千円)	
年度	年数	園庭	校庭
n+1	1 年目	120	800
n+2	2 年目		
n+3	3 年目		

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。